

第5回第二東京弁護士会 ファミリー・フレンドリー・アワード

平成31年1月11日開催 男女共同参画推進二弁本部 副本部長 中本 有香 (61期) ●Yuka Nakamoto

本年も、当会の新年会において、第5回ファミリー・フレンドリー・アワードの表彰式が執り行われました。

他会には例をみない当会独自の表彰も第5回を迎え、本年度は「フリーマン国際法律事務所」及び「TMI総合法律事務所」の2事務所が表彰されました。

■「第二東京弁護士会ファミリー・フレンドリー・アワード」とは

「第二東京弁護士会ファミリー・フレンドリー・アワード」とは、当会の「第二東京弁護士会における男女共同参画基本計画（第二次）」所定のアクション・アイテムの実現として、法律事務所における男女共同参画推進を目指すため、当会会員が所属する事務所の中から、効果的・先駆的なワーク・ライフ・バランス推進策を実施している法律事務所を表彰し、その優れたワーク・ライフ・バランス推進策を会内及び社会に広く紹介するものです。「第二東京弁護士会における男女共同参画基本計画（第三次）」においても、継続して表彰し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を会の内外に更に広く伝える旨が目標として掲げられています。

受賞事務所には、当会シンボルのひまわりの花をあしらったクリスタルのトロフィー、賞状及び副賞が贈呈されます。

本賞の対象は、当会会員の所属する法律事務所、弁護士・事務員のワーク・ライフ・バランス推進のために以下のような施策を実施し、効果をあげている事務所、又は先駆的なワーク・ライフ・バランス推進策を実施し

ている事務所です。

- (1) 在宅勤務・時短勤務・フレックス制勤務など柔軟な勤務体制の推進
- (2) 産前産後、育児、介護のための休暇の充実及び復帰の支援
- (3) 事件配点の工夫・複数受任など、業務内容における配慮
- (4) 業務の評価や人事における配慮
- (5) 収入保証、経費負担軽減などの経済的支援
- (6) ベビーシッター援助などの制度による育児、介護の支援
- (7) ワーク・ライフ・バランスを尊重する意識の醸成

本年度も、ノミネートされた事務所の中から、男女共同参画推進二弁本部にて上記選考基準に従って選考を行い、受賞事務所を決定しました。

フリーマン国際法律事務所については、IT環境を整えた在宅勤務活用の工夫が、TMI総合法律事務所については、各種制度の整備や組織運営の工夫が、加えて両事務所とも、ワーク・ライフ・バランスを尊重する意識の高さが高く評価されました。 ■

第5回受賞事務所報告

フリーマン国際法律事務所

この度、当事務所がファミリー・フレンドリー・アワードを受賞したことは、事務所一同大変光栄であると同時に、若干の驚きをもって受け止めました。なぜなら、今回評価していただいた当事務所のIT環境の整備や業務体制などは、日夜迅速な対応を求められる国際企業法務分野において、最大限効率的に、質の高いリーガルサービスを提供するため、日常の試行錯誤と創意工夫の中で自然発生的に生まれたものであり、子育て支援に特に焦点を当てたものではなかったからです。今回の受賞をきっかけに、幸いにも、そのような日常的な創意工夫や互いの思いやりが、ごく自然な形でメンバー全員のワーク・ライフ・バランスの充実につながり、メンバーが健康的に生き生きと働くことで、生産性の高い業務を提供できるという好循環になっているのだと気付かされました。そこで、当事務所での取り組みが少しでも皆さまのご参考になればと思います、簡単にご紹介いたします。

まず一点目は、IT環境の整備です。当事務所が主としている国際企業法務の分野では、時差の問題や緊急性や要求度の高い案件も多く、早朝深夜の対応が不可避な面があります。そこで、弁護士は、自宅にもビジネスフォンを設置し、VPN (Virtual Private Network) を利用して、自宅と事務所が内線でつながり、事務所の番号から依頼者に電話をかけたがり、事務所にいるのと同じように電話会議に参加したりすることを可能にしています。また、業務に使用する資料は手書きノートを含め、全て電子化してクラウドに保管しており、自宅からアクセス可能です。子育て中のメンバーも、このシステムを利用して、無理のない範囲で子どもが寝ている間に電話会議に参加するなど、国際仲裁、M&Aや大型の契約交渉といった緊急性の高い案件においても活躍しています。

二点目は、事務所内の良好なWorking Relationshipです。もともと複数の複雑な案件を同時進行で扱う上で、アイデアを出し合い、徹底的に議論することを重視しているため、日頃から密にコミュニケーションを取り、互いの仕事の内容や繁忙状況を共有しています。当事務所は小規模事務所ですので、一人が担っている役割は重要であり、かつ、代わりが利かないものが多いため、多人数で案件を担当して一人が対応できなくても支障がないようにすることは難しいのですが、密なコミュニケーションのおかげで、子どもが熱を出したときなども、いち早く事務所内で共有し、全員で具体的な対処法と分担を考えることができます。これは、日頃からメンバー一人一人が互いの状況を思いやり、緊急事態も協力して乗り越えようとする意識を持っているからこそだと思います。また、休暇



ダグラス・フリーマン弁護士(右)・都留綾子弁護士(左)

やプライベートの予定も互いに尊重しており、早めに共有して不在中の対応を相談しておくなどの配慮も自然となされています。

こうして改めて振り返ると、当事務所は、いい仕事をしようという思いを共有するメンバーの思いやりや信頼関係によって支えられ、

好循環を生み出してくれているように思います。この受賞を機に、各メンバーの多大な貢献に感謝するとともに、意識を新たに、更にこのような取り組みを続けていけたらと思います。

■

第5回受賞事務所報告 TMI総合法律事務所

今回、「第二東京弁護士会ファミリー・フレンドリー・アワード」を受賞したことについて事務所一同大変うれしく光栄に存じます。本当にありがとうございました。

当事務所は、2019年10月に事務所設立30年目を迎える、弁護士・弁理士・スタッフを含め総勢900名ほどの組織です。設立以来、一体感のある運営、強い事務所づくりという基本方針のもと、活発にコミュニケーションが行われる生き生きとした組織文化を目指して運営されており、TMIで仕事をして楽しいという思いや気持ち良さ、風通しの良さを維持し続けようと努めてまいりました。TMIは、弁護士を含む全ての所員が、生き生きと働き続け

られる環境づくりを目指しており、その一環として、育児や介護に携わりながらも、やりがいのある仕事を継続し、キャリア形成もできるような制度、環境をつくろうと努力を重ね、実際に子育てをしている弁護士等の声を踏まえながら試行錯誤を繰り返しております。

現在、当事務所にて取り組んでいる制度のうち、代表的なものは次のとおりです。

①経費負担軽減などの経済的支援

産前産後休暇や育児介護休業の期間中も、弁護士会費が免除されていない期間については全て当事務所が弁護士会費を負担しています。

②休暇・休業の柔軟な選択

弁護士等の産前産後休暇や育児介護休業については、その開始日や終了日をルールとして固定することなく、それぞれの弁護士のニーズや希望、家庭の状況に応じて柔軟に設定することを可能としています。

③時短勤務や育児・介護の支援

育児休業から復帰した場合や家族の介護のために必要な場合等には時短勤務を選択することができます。それぞれの弁護士ごとに家庭の事情は様々であり、また時期に応じての変化もあることから、弁護士の時短勤務制度



受賞を喜ぶ所属弁護士の先生方

は、自らの希望に応じて退所時間を自由に設定できます。スタッフのより働きやすい環境づくりのため、勤務時間帯の変更を認める制度も導入しました。

また、保育施設の共同利用提携制度を導入したり、ベビーシッター等の援助を含めた外部の福利厚生サービスと提携したりしています。

④業務内容における配慮

当事務所では、事件の受任に際して複数の弁護士で担当することが制度化されており、産前産後休暇や育児介護休業に伴う引継ぎ等もスムーズに行われています。

アソシエイト弁護士には、それぞれ指導担当パートナーを決めて、業務の状況、受任する事件の種類、量、今後のキャリアパス等について、いつでも相談できるようにしており、また、定期的にキャリアプラン研修を実施し、研修を通じて個々の弁護士がキャリアアップの方向性のヒントを得られるよう支援しています。

また、子育てや介護に関わる者に限らず、アソシエイト弁護士の業務状況を、HRや業務分野ごとのパートナー会議にて確認し、個々の弁護士の体調管理や事件配点の偏りがなかなどに目配りしています。また、アソシエイト弁護士側からも自らの主観的な繁忙状況を毎週申告することができる制度を設けており、事件の配点を決める際の重要な情報として活用されています。

このほか、所内向けに発行される所内報では、創刊以来、所員の家族や趣味を紹介するコーナーを設けたり、所員有志で開催されるソフトボール大会への家族の参加を歓迎したりと、業務に直結しない所員同士のコミュニケーションも重視しています。

今回、このような賞を頂いたことを励みに、これからも更に働きやすいより良い事務所づくりを心掛けてまいります。 ■

東京美術倶楽部[®]

〒105-0004 東京都港区新橋 6-19-15 TEL.03-3432-0191 <http://www.toobi.co.jp>

創業111年の歴史を持つ当倶楽部は、東美ミュージアムでの展覧会の企画・開催、展示ホール・茶室など催事会場のご提供、及び、美術品の評価・売却、著作権管理など、様々な活動を通じて日本の文化の創造と発展に貢献しています。

なお、東京美術倶楽部に於いて行ってまいりました美術品鑑定は、2018年10月1日より一般財団法人東美鑑定評価機構に移管されました。

美術品鑑定

TOCEFA 一般財団法人
東美鑑定評価機構

日本画・洋画・工芸

東京美術倶楽部で40年以上蓄積したノウハウと、実績を継承し更に向上を図る

〒105-0004 東京都港区新橋 6-19-15
TEL.03-3432-0713 <http://toobi-tocef.co.jp/>



東美鑑定評価機構

催事・貸会場

TOBI MUSEUM
東美 東美ミュージアム
東京美術倶楽部

展覧会・和室庭園・発表会ほか

評価・売却 著作権管理

東京美術倶楽部[®]

査定・売却代行・作家権利許諾



東京美術倶楽部